

高知県文化賞授与規則

平成7年10月1日規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県が授与する高知県文化賞（以下「文化賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(文化賞の受賞者の範囲)

第2条 文化賞は、県内に在住する個人又は法人その他の団体であって、学術、芸術、教育その他県民の文化の向上において、特に功績が顕著なものに対してこれを授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、授与を行わない。
- (1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 法人その他の団体であって、その代表役員等、一般役員であって経営に事実上参加している者、代表者、理事その他これらの人と同等の責任を有する者が前2号のいずれかに該当するもの
 - (4) 次のいずれかに該当すると認めるもの
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの
 - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
 - ウ その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの
 - エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
 - オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - キ いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの
 - ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

- ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの
 - コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化賞を授与することが適当でないと知事が認めるもの

(文化賞の特別授与)

第3条 知事は、県外に在住する個人又は法人その他の団体であって、高知県の文化の普及又は向上において、特に功労があったものがあるときは、当該個人又は法人その他の団体に対して特別に文化賞を授与することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の文化賞の特別授与について準用する。

(選定委員会)

第4条 文化賞の受賞候補者の選考に関する事項を調査審議するため、高知県文化賞選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(選定委員会の組織等)

第5条 選定委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、文化に関し高い識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第7条 選定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(文化賞の受賞候補者の推薦等)

第8条 誰でも、毎年7月15日までに、第2条第1項又は第3条第1項の規定に該当するものを文化賞の受賞候補者として推薦することができる。

2 選定委員会は、前項の規定に基づく推薦によるものその他適当であると認めたものについて、毎年9月30日までに会議を開き、文化賞受賞候補者名簿を作成して、知事に提出するものとする。

3 前項の会議は、高知県文化生活部長が招集する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、賞状及び金品を授与して行うものとする。

(文化賞の授与の期日)

第10条 文化賞の授与は、毎年11月3日に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、文化賞の授与に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第5条本文の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成9年3月31日までとする。

(文化賞の受賞候補者の推薦の期限の特例)

- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、平成7年については、同年10月15日まで、第2条の規定に該当するものを文化賞の受賞候補者として推薦することができるものとする。

附 則 (平成9年7月15日規則第94号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年6月26日規則第114号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年5月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第43号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年5月8日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規則第38号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年10月18日規則第32号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日規則第39号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。